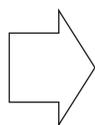


後期高齢者医療制度のお知らせ

● 保険証（被保険者証）を更新します

7月31日まで

うすい青色



8月1日から

うすい緑色

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、笠松町に住所があるすべての75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成24年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中に送付する新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい青色から、うすい緑色に変更になります。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	笠松 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成25年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 平成25年7月31日
住所	岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
氏名	笠松 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成24年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

● 平成24年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成24年度の保険料は平成23年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成24年度の 保険料 限度額55万円（年額） 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者1人当たり 40,670円	+	所得割額 被保険者の所得※ × 所得割率7.83%
--	---	--	---	---

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の前年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）
8.5割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額）+24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下の世帯
2割軽減	「33万円（基礎控除額）+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の方のみ適用）を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。